

婚姻届

令和 年 月 日届出

岐阜県多治見市長 殿

受理 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

住所変更届を同時にされる方は
新住所を記入してください。

(1)	夫 にな る 人		妻 にな る 人																		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																	
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ) (アパート・マンション名等)		住 所 (住民登録をして いるところ) (アパート・マンション名等)																		
	番地 番		番地 番																		
(3)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)		本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)																		
	番地 番		番地 番																		
(4)	父	続 き 柄	父	続 き 柄																	
	母	男	母	女																	
	養父	続 き 柄	養父	続 き 柄																	
	養母	養 子	養母	養 女																	
(5)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)																			
	同居を始めたとき	☐平成 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め) ☐式も同居もたときのうち早いほうを書いてください																			
(6)	初婚・再婚の別	夫 ☐初婚 再婚 (☐死別 平成・令和 年 月 日) ☐離別 (☐初婚 再婚 (☐死別 平成・令和 年 月 日) ☐離別																			
	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<table border="1"> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>6. 仕事をしている者のいない世帯</td> </tr> </table>			夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	夫	妻
夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯																			
夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯																			
夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																			
夫	妻	4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																			
夫	妻	5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯																			
夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯																			
(7)	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)																			
	夫の職業	妻の職業																			
(8)	届 出 人 署 名	夫	妻	印																	
	事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日 連絡先 (夫)電話 (妻)電話																			

本人確認処理	
夫	免・バ・個・他() 通
妻	免・バ・個・他() 通
使者	免・バ・個・他()

署名又は印	署名又は印

記入の注意 ※消えるボールペンは使わないでください。

- 鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- この届は、土・日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取り扱うので、ご不明な点は平日のうちに戸籍担当課まで確認をしておいてください。住民異動届は受付できませんので、後日届出願います)
- 文字は、略さず丁寧に書いてください。

◎証人(18歳以上)は2名必要です。必ず自署で、押印する場合はそれぞれ別の印を押してもらってください。

証 人	
署 名 印 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	☐昭和 年 月 日 ☐平成 年 月 日
住 所	番地 番
本 籍	番地 番

署名又は印	署名又は印

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

→ 父母及び養父母が死亡している場合でも記入が必要です。

→ 婚姻後、名乗る氏に☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。
☑の氏の人、または外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

→ 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

署名は必ず本人が自署してください。
氏が変わる方は、結婚前の氏(旧姓)で署名してください。また、押印する場合は、その印鑑をご持参ください。
(スタンプ印は押さないでください)

ご持参いただくもの

- ◎届出人双方の印鑑(旧姓)
- ◎本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付きのもの)
- 婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯主変更届)の手続が必要となります。
- 外国籍の方は、本国の婚姻要件具備証明書等の添付が必要です。事前に戸籍担当課までご相談ください。



「虎渓山永保寺」



「多治見市モザイクタイルミュージアム」

(この欄は記入しないでください) 平日の昼間に連絡のとれる番号を記入してください。